



学校安全の歴史に関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 道隆 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002495

学校安全の歴史に関する研究

山 本 道 隆

はじめに

我が国においては戦前・戦中を通じて学校安全に関する事項については環境管理面（校舎・運動場等）の整備が部分的に行なわれてきたにすぎず⁽¹⁾、しかも、学校における安全という観点からではなく、別の異なった観点から行なわれてきたように思われる。

我が国に大きな影響を与えたアメリカ合衆国ではすでに 1925 年頃には、安全に関するパンフレットの出版などが行なわれ、安全に関する実際の活動の始まりともいえる事項が行なわれている⁽²⁾。

戦後、我が国においても、徐々に安全に対する知識が高められ、学校安全についてもとりあげられるようになってきたが、まだ充分なものであるとは言い難いものであった。

このような立ち遅れはどのようにして生じたのか、学校安全の歴史をたどることにより少しでも明らかにし、問題点を把握することにより今後の方向性の参考とすべく考察を行なってみた。

尚、便宜的に時期を分けるため、社会的関心事として学校安全の必要性が問われる時期、日本学校安全会の設立に至るまでの時期として、二つの時期をとりあげた。

I. 社会的関心事として学校安全の必要性が問われる時期

産業安全の分野においては「労働基準法」などの施策が行なわれてきたにも拘らず、「学校安全の領域」においては昭和 22 年 3 月に成立をみた学校教育法のなかに、教育目標の一つとして「健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」や、この教育目標の実現のために、学習指導要領や保健計画実施要領（昭和 24 年「中等学校保健計画実施要領⁽³⁾」、昭和 26 年「小学校保健計画実施要領⁽⁴⁾」）において、学校安全に関する指針がとりあげられるまであまりみるべきものがなかった。

産業災害や交通事故災害に比して、学校災害が少なかった訳ではなく、学校安全に対する社会的教育的な認識が低調であったと思われる。

昭和 26 年「小学校保健計画実施要領⁽⁵⁾」においては、学校長の責務として「児童および職員に対して安全で健康な学校環境を提供すること」などを明らかにし、養護教諭については「安全で健康的で魅力にとんだ学校環境の設置基準を精細に承知し、この基準に達しかつそれを維持できるように実助的な援助と助言を与える」としている。また、健康に適した学校環境について「学校設備に関して考慮すべき事項」として校地については「校地は児童の健康安全便利等を第一に考慮して選定されるべきものである」とその必要条件を掲げ、また、校舎については、防火・防震等の構造、防火避難等の設備を示し、また、廊下、階段、床面等についての事故防止上の配慮すべき事項を示している。このように戦前・戦中を通じて環境管理的な側面から校舎・運動場の設備や整備の行なわれてきた時期に比して、学校安全という認識が明確化されたものとして校舎運動場等の設備や整

備を行なってきたことでは一つの重要な時期である。そのうえ、戦前・戦中では学校安全という観点からほとんど配慮されることがなかった児童・生徒に対する配慮が重要事項として取り扱われていることに大きな意義が見出せる。

さらにこのような社会情勢のなかで、昭和29年5月、高校生の乗った列車の衝突事故（兵庫県）、同年9月、遠足児童のトンネル内における同様な衝突事故（長崎県）、同年10月、相模湖における水難事故、昭和30年5月、中学生のつり橋落下事故（長野県）、紫雲丸の事故などの一連の事故が⁽⁶⁾、教育の場における集団的な災害の発生によって被災児童・生徒に対する補償問題が社会的な関心と呼びおこしたのである。これに関連して学校における安全に対する関心も高まってきたのである。

この様な経過のなかで、昭和30年10月、文部省は『初等教育資料⁽⁷⁾』のなかで、「安全のための計画と指導」の特集を行なっている。このなかで宮田丈夫氏は、「近代社会機構における安全のための教育」について述べている。主たる内容として社会不安の根拠として次の三つをあげている。

1. その第一は、教育的根拠とでもいうべきものであって、ここでは自由教育の行きすぎがあげられている。そして、某学校で旅行の計画をたてるにあたって生徒の希望をとったところ、「死んでもよいから某地域に行く」という生徒が90パーセントあったという例があげられている。
2. 次は経済的根拠とでもいうべきものである。ここでは附添教師の不足が例としてあげられているが、現行の教員定数では、児童・生徒はあまりにも多いというのである。修学旅行協議会の協議によると、引率者と生徒の比率は、中学校の場合1：15～24、高等学校の場合は、1：25～34となっている。この比率からすれば、小学校の児童の引率者は、さらに多くなるわけである。経費節約のため、旅行日程が最小限に切りつめられていて、児童・生徒の疲労が事故を起こす契機になることもふれられている。
3. 第三としては、社会的根拠があげられている。つまり過剰人口が生存競争をはげしくする点があげられている。たとえば、旅館の現状をみると、二畳に五人が定員とされているのである。また、乗船の現状をみると、定員の二倍になっているというわけである。

さらに、この特集の論稿には、アメリカ学校行政官協会（American Association of School Administrators）によって作成された安全教育についての原則と目標が紹介されている。その内容は次の通りである。

1. 危険な状態を識別できるように教育する。
2. 子供が日常生活において、自分や他人にとって、できるだけ危険をさけて行動できるような習慣をつける。
3. 家庭内・路上・学校内・あそびなどで、安全に関する規則を守る習慣をつくる。
4. 子供が、安全に関する規則が読め、理解でき、なおそれを守るように指導する。
5. 子供に電車・自動車・バスなどの乗車がじょうずにできるように指導する。
6. 遊具・道具、家庭や学校の共有物、火気などの使用に必要な秩序とか用心などの習慣を養う。
7. リズム訓練・遊び・ゲームその他身体活動を通して、警戒・機敏・筋肉的統御の力を養う。
8. 子供が事故や身体の危険をとまなう無用の冒険を、防止することに協力するように指導する。
9. 法規や法規の執行官、自分や他人の安全、公衆安全運動などに対する健全な態度をもつように指導する。
10. 子供に望ましい安全生活の実際的経験をさせる。

以上のような目標のなかには、知的理解能力にうったえるものと実践的能力を志すものがあり、我が国に与えた影響も大きいと思われる。

また、安全教育の範囲として

1. 交通に関するもの
2. 火災の予防や避難に関するもの
3. あそびや運動に関するもの
4. 職場作業に関するもの
5. 学校生活に関するもの
6. 家庭生活に関するもの

安全教育の方法として

1. 校地・校舎、施設・設備の安全な維持・管理
2. 安全生活に関する理解や知識の指導
3. 学校への往復、校内生活や学習時の指導・監督の徹底
4. 学校と安全生活に関係する、校外諸施設や諸団体との協力

以上のような分類方式も考えられる。

児童・生徒に対する直接的な指導法としては、個人的または集団的な安全生活に関する必要や規則についての、理解と知識とをもたせる面と、それを習慣的に実行させる面とがあるとしている。

この文部省『初等教育資料』の昭和30年10月号をまとめて、昭和31年、東洋館出版社から『安全教育』武田一郎編が刊行された⁽⁸⁾。この本の副題は、「学校は児童の安全をどのように守るか」となっている。全体の構成は次の様になっている。

- ① 安全教育の原理
- ② 安全教育の計画と実践
- ③ 学校の安全教育への協力

これらのうち、安全教育の計画と実践は、学校経営や学級経営においてどのようにするか、教科学習や教科外活動・校外指導においてはどのようにするかが問題とされている。さらに、学校の安全教育への協力は、家庭の側から、社会の側から、教育行政の側からという三側面から取りあげている。

さらに文部省では、昭和35年5月に『文部時報⁽⁹⁾』の特集「安全教育その他」を行ない、この中で、宮田丈夫氏は、「安全教育とは何か」というタイトルで、アメリカにおける安全教育を紹介している。

更に、翌年（昭和36年）1月に、『初等教育資料⁽¹⁰⁾』が再度の「安全教育」の特集を行なっている。この中で、武田一郎氏は、安全教育というのは、「防ぐことのできる災禍を未然に防ぐための教育である」と定義し、また、安全教育計画における領域として次のようにあげている。

1. 校地、校舎、施設、設備の安全確保
2. 指導領域ごとの計画
3. 協力的な実施体制

昭和38年6月、『安全教育の管理と指導⁽¹¹⁾』宮田丈夫、奥田真丈、宇留田敬一、杉山正一編が東洋館出版社から刊行された。

その内容の概略は、安全教育は、管理と指導の両面にわたるものであるという発想にたっているが、その指導は、安全に関する知見の指導と実践の指導に大別されるという見地にたっている。つまり、安全教育は、教育課程の各領域において、また教育課程外のさまざまな機会、例えば始業前、休けい時、清掃時、終業後、さらには登校下校時においても行なわれるべき性質のものであるとしている。

また、前述のように、この時期にあいまって、教育の場における集団的災害の発生によって、被

災児童・生徒に対する補償問題（救済問題）が、社会的な関心を一段と強いものとしていったのである。

これまでの教育の場における児童・生徒の負傷あるいは疾病に対して、応急処置を学校が行なうことは、戦前からの慣行であった。そのため保健室をもうけ、応急処置のための救急薬品や医療器具を用意し、養護教諭が置かれていた。しかし、救急処置以後の医療費については、事情によっては、PTAから支出されたり、時には教職員の給与から支出されることもあったが、大部分は、父兄の負担であった。特に学校側に重大な過失のある場合には、公費での賠償というかたちがとられていた。

このように、教育の場における、児童・生徒の負傷、疾病、死亡等に対する従来の慣行に対して学校側も父兄側も疑問視するようになってきたのである。

II. 日本学校安全会の設立に至るまでの時期

教育の場における集団的災害の発生による児童・生徒の負傷、疾病、死亡等に対する補償問題が従来の慣行に対して学校側も父兄側も疑問視するようになってきたころには、すでに、第四回全国学校保健大会（昭和29年4月、島根県にて開催）において、大阪市学校保健会の提案である「学徒の健康保険組合設置を政府に要望する件」が、大会決議として採択されている。この要望は、再度第五回大会（昭和30年10月、福井県にて開催）においても、その法制化について要望書が出されている。学校保険組合の構想は、学徒（学生・生徒・児童を包括している）の健康保険組合で、学校の管理下のみならず広く学徒である限り、学業にさしつかえる負傷・疾病の治療を速かに実施するために、健康保険組合等の社会保険制度の補完的な役割をはたし、それらの給付を補い、無料で医療給付を受けることを可能にすることを目的としたものである。島根県では、全国にさきがけて、島根県学校児童生徒傷害補償組合を昭和30年4月に発足させている。やがて、全国において島根県学校児童生徒傷害補償組合に類する事業を行なう団体は、昭和31年3月末で、70団体を数えるまでになった⁽¹²⁾。

このように全国各地に日本学校安全会の基盤となる団体が発足し、それを全国的規模として集約した形の日本学校安全会の発足へと発展して行くのである。

「社会的関心事として学校安全の必要性が問われる時期」と「日本学校安全会が設立に至るまでの時期」は両方が並行して行なわれている時期が多い。すなわち一方で学校安全の必要性が問われ、もう一方で、教育の場における災害に対する補償問題が問われてきたことになる。

お わ り に

我が国における学校安全に対する必要性が強く強調されたのは、教育の場における集団的災害の発生に対する補償という観点からの色彩が濃く、アメリカ等とは根本的に異なる点と思われる。一連の事故・災害によって今まで従来の慣習の制度の廃止という方向に動く一方で、学校における安全に関する教育の必要性も強く叫ばれたのである。

今後、複雑かつ多様化されると思われる社会のなかで今までとは異なる事故や災害の発生する可能性は大きいものと思われる。社会変化に応ずることのできる安全に関する教育が学校のみならず、家庭、社会、教育行政の面からも必要であると思われる。

参考（引用）文献

- (1) 文部省構内帝国学校衛生会 「学校衛生」
- (2) 柏 茂夫, 田 健一, 西田 剛, 宮田丈夫編 「安全教育事典」 昭和 43 年, 第一法規出版
- (3) 文部省 「中等学校保健計画実施要領」 昭和 24 年
- (4) 文部省 「小学校保健計画実施要領」 昭和 26 年
- (5) 同 上
- (6) (2)と同
- (7) 文部省 「初等教育資料」 昭和 30 年 10 月
- (8) 武田一郎編 「安全教育」 昭和 31 年, 東洋館出版社
- (9) 文部省 「文部時報」 昭和 35 年 5 月
- (10) 文部省 「初等教育資料」 昭和 36 年 1 月
- (11) 宮田丈夫, 奥田真丈, 宇留田敬一, 杉山正一編「安全教育の管理と指導」 昭和 38 年, 東洋館出版社
- (12) 日本学校安全会 「10 年のあゆみ」 昭和 46 年 3 月
全般にわたるもの
- (13) 柏 茂夫, 田 健一, 西田 剛, 宮田丈夫編 「安全教育事典」 昭和 43 年, 第一法規出版
- (14) 日本学校安全会 「10 年のあゆみ」 昭和 46 年 3 月

〈付記〉 本研究は, 日本学校保健学会第 23 回大会において発表したものと, 参考（引用）文献(13)(14)に一部加筆して, まとめたものである。

(本学助手・函館分校)